お客さま各位

株式会社りそな銀行

# NISA ご利用のお客さまへ NISA 総投資簿価残高のお知らせの開始について

平素は当社をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

2024 年以降の NISA 制度においては、投資家一人当たりの非課税保有限度額(1,800 万円)が設けられています。 非課税保有限度額は投資家一人が金融機関に開設した全ての NISA 口座における購入残高の合計(「NISA 総投資 簿価残高」といいます)となります。

NISA 総投資簿価残高が 1,800 万円に達したお客さまは、2029 年以降に 1,800 万円と前年に解約したファンドの 簿価金額の差額を年間 360 万円の範囲で非課税枠として再利用することが可能となります。 これらにともない、2026 年よりお客さまへ NISA 総投資簿価残高をお知らせすることとなりました。

#### 【対象のお客さま】

- ・前年末時点で 2024 年以降に NISA 口座で購入いただいた残高があり、かつ当年の NISA 利用枠が当社にある お客さま
- ※初回のお知らせは、2025 年末時点で 2024 年以降に NISA 口座で購入いただいた残高があり、かつ 2026 年の NISA 利用枠が当社にあるお客さまが対象となります。

### 【お知らせの名称】

•特定累積投資勘定基準額等通知書

## 【お知らせの方法】

- ・「マイゲート」の電子交付サービスをご契約されている場合は電子交付でお知らせします。 ご契約されていない場合は郵送でお知らせします。
- ※初回のお知らせは、2026年2月末以降の予定です

#### 【お客さまへのお願い】

- ・お届出の氏名、個人番号(マイナンバー)に変更が生じた際は、お早めに取引店にて、お手続きをお願いします。 複数の金融機関に NISA 残高をお持ちの場合は、全ての金融機関にて変更のお手続きをお願いします。
- ・変更手続きが未了の場合、お客さまへ正しい NISA 総投資簿価残高をお知らせできませんので、 ご注意ください。
- ●NISA 制度の内容はこちらをご確認ください。>>

以上

